

相談室だより

(みさき・くろさき 2009年5月)

担当：みさき病院 MSW 緒方

僕が、医療ソーシャルワーカーになって、10年。当初は大牟田市内の医療ソーシャルワーカーは数える程しかいませんでした。10年後の今は、20人を越えるようになりました。20人といえばもう立派な集団です。しかし、何もしなければ集団にはなりません。そこで、勉強会を定期的にするようにしました。お互いに医療ソーシャルワーカーとして切磋琢磨していきたいと思います。

画期的！ 貧困に立ち向かう！

4月16日、『有明地区』人間らしく働くためのネットワークの主催で、大牟田市大正町のハローワーク大牟田に隣接する空き地で無料相談会を開催されました。ここには、建交労大牟田支部を中心に親仁会や法律事務所、市議員そして今回は大牟田市保護課職員の参加がありました。何が画期的かと言うと、大牟田市保護課職員が同じテーブルで相談に応じていただいたことです。

この相談会は「生活・健康・労働相談会」です。その相談内容は、解雇などの労働問題や生活苦、病気のことなど様々です。しかし、これら様々な問題には関連性があり、どれも解決しなければならないものなのです。

例えば、『今まで派遣の仕事をしていたが、今年の3月で契約切れとなった。仕事を探しているがない。収入がなく、預金も底を尽き、気付けば200万円の借金がある。持病の糖尿病の治療も随分受けておらず、喉の渇きが酷くなった。頼る家族もない。どうにかして欲しい。』という相談があったとしましょう。では、この相談は、失業問題？借金問題？健康問題？家族問題？、どれも当てはまります。ここで、問題となるのがこの方がどこに相談に行かれるかで対応が異なってしまいがちになることです。糖尿病の診察に病院にいくと、治療費の高さに驚かれ、「治療費がないから、もう病院には行けません」と言われることでしょうか。では、仕事のことでハローワークに相談したとします。何とか仕事が見つかったものの日雇いで仕事や収入も不定期であった場合は、生活費を補うために更なる借金を繰り返されるかもしれません。

このように、専門家がその専門分野だけで問題解決をしても、この人の「生活の改善」にはならないことがあります。

そういった意味でも、継続して行っているこの相談会は、労働・法律・医療・生活の専門家が一同に介し、対応できることに大きな意味があると思います。そして、今こそこのような幅広いネットワークが必要になっています。

このような視点は、私たちの「病気・疾病」の背景をどう見るかと通じるものがありますね。

「老いること」「生活すること」

6月3日、福岡地方裁判所にて「生存権裁判」の判決があり、その傍聴に行ってきました。そもそもこの裁判は、生活保護を受給されている70歳以上の高齢者に支給されていた老齢加算が減額・廃止されたことの違法性を問うものです。この老齢加算は、高齢者の生活保護費の約2割を占めていました。大牟田に当てはめると、以下のようになります。

(例)大牟田で1人暮らしの女性(75歳)の場合
月額：65,870円です。2004年度までは、老齢加算の16,830円があったので、82,700円でした。この廃止は、全体の約2割のカットとなり、高齢者の生活を圧迫しています。

当日、法廷内外には原告や多くの支援者が集まりました。13時30分、裁判官が入廷。いよいよ判決です。わずか3分の判決、裁判官から「棄却します」の声。法廷内のどれだけの人が、この「棄却」の意味を受け止めることが出来たでしょうか。この裁判では、加算廃止後に食事を切り詰め、人付き合いを辞め、ただでさえ悲鳴をあげる老化した体に十分な栄養も与えることも出来ず、生活をしているのではなく、ただ「生きているだけ」の日々を国によって強いられている。この現状を、原告を始め、医師やホームレス支援機構のスタッフ等、多くの人達が、この生活が憲法で保障する「健康で文化的な最低生活」かを訴えてきたはず。その現状は司法にも届いたはず、とっていました。しかし、結果は敗訴…。

判決後の集会で、原告である高齢者が「ありがとうございました」深々と頭を下げられました。この闘いは生活保護受給者だけのものではありません。生活保護基準が引き下げられれば、私たち市民の最低賃金や税金等々の多くに悪影響が出ます。この原告は自分の事だけでなく、私たちの生活を守る為にも闘っています。これから、高裁に控訴です。もう、ご高齢の原告だけに負担をかけられません。多くの市民の手でこの裁判を支援しましょう！

